

積立定期預金規定

(一般型)

1. (預入れの期限等)

この預金は、通帳記載の満期日の1か月前までは自由に預入れができます。

2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当組合所定のスーパー定期、スーパー定期300の利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当組合所定のスーパー定期、スーパー定期300の利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は、当組合所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| ③ 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

- (4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに、当店に提出してください。

この他、「積立定期預金・新型積立定期預金共通規定」をご参照ください。

以上

令和2年4月1日 改定